

安八町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

安八町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成14年4月1日告示17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、自然エネルギーを有効に活用して地球温暖化防止対策を推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、安八町補助金等交付規則（昭和58年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。） 住宅の屋根への設置に適した、太陽光により発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系することにより利用する一連のシステムで、かつ太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値10kW未満で、新品かつ未使用のものをいう。
- (2) 住宅 主に居住を目的とした住宅（共同住宅及び長屋建て住宅を除く。）又は居住の用に供する部分と事務所、店舗、その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅（居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (3) 建売供給事業者 建売住宅に対象システムを設置する計画を有し、対象システムの設置工事完了後、当該建売住宅を販売する者をいう。

（補助対象）

第3条 町長は、本町に居住し、住民基本台帳の登録がある者で、かつ、次に掲げる要件を満たす者（法人を除く。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 対象システムを設置した建物は、町内に存する自らの住居又は建売供給事業者等から自らの住居として購入をした住宅であること。ただし、設置した建物が補助対象者の所有物でない場合は、書面により建物所有者から設置承諾を受けていること。
- (2) 電力会社と電灯契約及び太陽光発電契約を締結していること。
- (3) 町税その他町に属する債権を滞納していないこと。
- (4) 対象システム設置後1年間、その利用状況等報告について町長に報告書を提出することを確約すること。申請者が異動した場合も同様とする。
- (5) 過去に対象システムに対する当該補助金を本人又は同一世帯の者が受けたことがない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示の少数点以下2桁未満を切り捨てたものであって、4kWを上限とする。）に1kW当たり35,000円を乗じて得た金額とする。この場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電力会社との太陽光発電契約の日から6カ月以内に補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 設置場所及び付近の見取図
- (3) 対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真
- (4) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (5) 電力会社との電灯契約及び太陽光発電契約書の写し
- (6) 対象システムの出力対比表の写し
- (7) 太陽電池メーカーの出力保証書の写し

(8) 建物の所有者の承諾書（様式第2号）（申請者と対象システムを設置しようとする建物の所有者が異なる場合に限る。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかに書類等を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、補助金却下通知書（様式第4号）により、その理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第5号）を提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、補助対象者の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（遵守事項）

第8条 申請者は、対象システムの減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において、その対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第9条 申請者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、その対象システムを補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保し、又は廃棄するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を町長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、火事及び自然災害その他自己の責に帰することのできない理由により対象システムが毀損又は滅失したことを届出した場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認すべ

きと認めるときは、財産処分承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（現地調査等）

第10条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

2 町長は、申請者に対し、対象システム設置後1年間、使用状況報告書（様式第8号）の提出を求めることができる。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、規則第10条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、規則第10条第2項の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

第1条 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行日に、改正前の要綱による補助金交付申請書が提出されている時は、なお従前の例による。